

簡易な収入（所得）見込額の申立書

○「住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策等重点支援給付金（家計急変世帯分）支給申請書（請求書）」と一緒に提出してください。

① 以下の項目を確認しチェック欄（□）に『✓』をしてください。

私の世帯は、予期せぬ事態により家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

② 申請書の1 令和6年12月13日時点の世帯員に記入した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏名	左欄の者が 扶養する 者の数 ①	令和6年度 住民税 課税状況 ②	障害者控除等 の適用 ③	収入が減少 した年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入 見込額 ⑥	非課税相当 収入 限度額 ⑦
						給与収入 【A】	事業収入又は 不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和6年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	万円
2		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和6年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	万円
3		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和6年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	万円
4		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和6年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	万円
5		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和6年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	万円
6		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和6年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	万円

(記入上の注意)

- ①「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居に関わらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入してください。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- ②「令和6年度住民税課税状況」の欄は、該当する項目のチェック欄（□）に✓をしてください。
- ③「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック欄（□）に✓をしてください。
- ④「収入が減少した年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和6年1月以降の任意の1か月を記入してください。
- ⑤「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和6年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	給与収入がある場合に記入してください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類を提出してください。
事業収入又は 不動産収入	事業収入又は不動産収入がある場合に記入してください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類を提出してください。
年金収入	年金収入がある場合に記入してください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類を提出してください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入のいずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

- ⑥「年間収入見込額」欄には、D欄（収入合計額）を12倍した金額を記入してください。ただし、年金収入について2か月分まとめて記入した場合は6倍した金額となるほか、雇用形態等により倍数は変動となります。
- ⑦「非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

<早見表>

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	93.0万円以下	配偶者・扶養親族（計4名）を扶養	250.0万円未満
配偶者・扶養親族（1名）を扶養	137.8万円以下	配偶者・扶養親族（計5名）を扶養	290.0万円未満
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養	168.4万円未満	配偶者・扶養親族（計6名）を扶養	330.0万円未満
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養	210.0万円未満	障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.4万円未満

※給与収入の場合

③ 年間所得（見込）により申し立てる場合、申請書の1 令和6年12月13日時点の世帯員に記入した者**全て**について記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	【収入】 年間収入見込額 ⑥	【控除】			【所得見込】 年間所得見込額 ⑪	【非課税相当額】 非課税 <b>所得</b> 限度額 ⑫
			給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩		
1		円	円	円	円	円	万円
2		円	円	円	円	円	万円
3		円	円	円	円	円	万円
4		円	円	円	円	円	万円
5		円	円	円	円	円	万円
6		円	円	円	円	円	万円

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額（⑥欄）の額を転記してください。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、記入してください。

- ① A×12の額（給与収入分）が162.5万円以下 → 55万円
- ② A×12の額（給与収入分）が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ③ A×12の額（給与収入分）が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- ④ A×12の額（給与収入分）が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

⑨「事業収入等の経費」欄には、以下により控除額を計算の上、記入してください。

- ① 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当を記入してください。
- ② 帳簿等の上記の経費が分かる書類を提出してください。

⑩「公的年金等控除」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、記入してください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
  - : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
  - : 60万円超130万円未満 → 60万円
  - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
  - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
  - : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
  - : 110万円超330万円未満 → 110万円
  - : 330万円以上410万円以下 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
  - : 410万円以上770万円以下 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

⑪「年間所得見込額」欄には、以下の算定式により計算の上、記入してください。

⑪年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - ( ⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除 )

⑫「非課税所得限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。  
 ※下表の「扶養している親族の状況」は、「対象者本人」「同一生計配偶者（所得金額38万円以下の者）」「扶養親族（16歳未満の者も含む）」の合計人数です。

<早見表>

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	38.0万円以下	配偶者・扶養親族（計4名）を扶養	166.8万円以下
配偶者・扶養親族（1名）を扶養	82.8万円以下	配偶者・扶養親族（計5名）を扶養	194.8万円以下
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養	110.8万円以下	配偶者・扶養親族（計6名）を扶養	222.8万円以下
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養	138.8万円以下	障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円以下

※給与収入の場合